

〈研究ノート〉

「制度設定者のレント」に内在する 二重の契機をめぐって

杉 崎 京 太

1. はじめに
2. 市場制度における「制度設定者のレント」に内在する二重の契機
3. 小 括

1. はじめに

1970年代末以来の新自由主義改革とグローバル化の運動が進行するなかで、ソ連型社会主義が崩壊し、グローバルな市場経済が生み出された。論者によっては、それが「アメリカ化」であるとしたり、「フラットな経済空間の形成」であるとした。しかし、事態はそれほど単純ではなかった。自由化は、新たな市場創出の機会を増すことで、これまでの経済学が想定していた市場内の競争にとどまらず、市場の枠組み自体が絶えず改変されかねないという、市場設定をめぐる闘争(対立と協商)を激化させたからである。

われわれは、世界システムを、GCES構造(Global Capital Exchanges States Structure)としてとらえることを提起してきたが、その際、市場という制度における「制度設定者のレント」をめぐる闘争(対立と協商)が、自由化による新しい市場設定の可能性の拡大により、多様な主体間で行われる「リヴァイアサンの闘争」状況を生み出したことと、また、そのなかで、GC対S(国家)間関係の構造的変化により、世界的なシステムの転換が生じていることを指摘してきた。

本稿では、対立と協商という二重の契機について考察する。新自由主義がもたらした新たな市場創出競争のなかに、グローバル化そのものを否定する

契機を含むことを考えるうえで、そこに内在する二重の契機について、これまでの議論を命題として整理していきたい。

2. 市場制度における「制度設定者のレント」に内在する二重の契機

前稿では、市場内でのレント不在説に対して、市場設定において、市場設定者にレントが発生することを論じた。市場の創出と設定における自由放任は、市場と商品について定義し、市場を設定する権限を自由化した。この結果、新たに創出した市場の拡大に成功すれば、設定者に創業的利益が生じる可能性があることが明らかになったのである。

その結果、既存の市場についても、制度設定者のレントの存在が前提されうることと、他方で、制度設定者の中立化、すなわちレントを拒否する場合には、市場参加者に還元する「人倫の経済」の道が開かれる可能性も生じる。

命題 「制度としての市場制度設定者のレントをめぐる闘争(対立と協商)」は、市場で協調しつつ対立する、あるいはその逆という二重の契機を含む。

その二重性、とりわけ市場設定における非和解性の存在は、政治学の問題とされ、経済学は市場内部に問題を限定してきた。しかしながら上述のごとく、市場設定の自由放任がそうした状況を変えた。市場は、安定的制度としてあるものではなく、絶えず廃棄され新規に創設される可能性をもつ。たとえば、金融市場そのものがSNS内化される可能性が、今日生じている。そして、この二重性のゆえに、新規市場の開設は、何らかの法規制の枠組みの設定を要する。その意味でも、自由市場と規制を背反的なものとしてとらえた「自由市場論者」は誤った認識をしていたといえる。

系 GCES構造におけるGCとSの関係のなかに、「制度としての市場制度設定者のレントをめぐる闘争(対立と協商)」が提示される。

世界経済において、GCとSが一体化した中心国(K)と周辺国(π)とでは、GCとSとの関係が異なるが、いずれにしてもSの内部に対立の契機が存在するため、GC主導の市場設定に対して、矛盾が生じる。

GCの世界性は、流動的な短期資本に比して、長期的に投資される資本になるに従い、Sの内部に現地化される可能性がある。このため、GCも市場

制度の同質化を求める一方で、内面化された国家や地域によって保護されることを選好する場合もある。

他方で、強大な GC の市場操作によって自国通貨の市場価値が変動し、自国経済そのものが大きく変動する小国にとっては、GCES 構造を編成替えて「ミニ GCES」を形成しようとする動きも生じる。いわゆるブロック化と異なるのは、市場制度の設定において、「制度設定者のレントをめぐる闘争（対立と協商）」に参与しているという点である。

たとえば、EU の環境規制は「金儲けのためだ」という議論もあるが、グリーン規制自体が新たな市場創設の機会にもなりうる。勿論、EU が規制を通じて、市場設定のレントを獲得する立場にたつか、レントの市場配分を行うかはわからない。しかし、直接的な排出取引権市場の設立や、間接的な代替市場創設にいたるまで、エネルギー転換という人類の課題について、新たな市場設定が行われるとしても、それがレント獲得の闘争となる愚を避けなければならない。

なお、EU について付言すれば、EU そのものが、ミニ GCES 構造をもつ。その点で、一方で GC (EU) は GC (USA) と分岐し、対立する契機をもつし、同時に、EU 域内で GC 対 S の対立が生ずる可能性ももつ。反 EU 的ポピュリズムの問題を考えるうえで、この点は欠かせない論点である。環境や食品安全で先進的な取り組みを行ってきた EU の場合も、そこでの制度としての市場設定に、人々が関与する枠組みを構築することが重要なのである。

3. 小括

市場設定における「制度設定者のレント」をめぐる問題は、GCES 構造内での $K - \pi$ (中心-周辺) 関係において、より重要な意味をもつので、その考察を行う必要がある。市場制度の相対化が進むなかで、市場という制度の「制度設定者のレント」をめぐって繰り返される「リヴァイアサンの闘争（対立と協商）」と、そこから疎外され、排除されている多数者の存在が、この世界の存立にかかわる極めて重要な課題であることが明らかになりつつあるからである。あらゆる市場参加者が、市場の制度設定者と同等の「全体知」を獲得し、市場諸力に身を任せるのではなく、自立的主体として市場に参加することで、はじめて市場における不平等性は克服され、人倫の経済の構築に一步近づくことが可能となるにちがいない。